

(2)環境影響の回避・低減の検討

①土地の改変による個体の消失

改変区域内において確認された重要な種のうち、改変区域内の生息個体が消失することにより事業実施区域周辺の個体群が存続できないおそれがあると予測される種については、環境保全措置として生息環境を創出することにより生息地の消失を代償し、そこへ移動を行うことにより個体群の存続が図られ、損なわれる環境の有する価値は代償されるものと判断される。

空港施設北側及び北側進入灯部分の小河川にボックスカルバートを設置することにより、両側回遊性の種の移動経路が確保されるため、海と川を往来する場としての機能が保全され、重要な種の生息状況への影響は低減される。

北側進入灯部分の小河川については改変はなく、生息環境は現状のまま保存され、空港施設北側の小河川については空港施設により生息環境が一部消失するものの、上流部は現状のまま保存されることから、重要な種の生息状況への影響は低減される。

以上のことから、環境影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされていると評価した。

②機械処理水による生息・生育環境の変化

事業の計画検討に当たり講じた環境保全措置を予測の前提として検討した結果、機械処理水の混合後の河川SS濃度は、平常時においては水産用水基準(25mg/L)以下に対して約半分の13.1mg/Lであり、降雨時においては希釈される効果が見られ、重要な種の生息・生育状況に与える環境影響の程度は極めて小さいと判断されることから、環境影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされていると評価した。

2) 国又は地方公共団体による環境保全の基準又は目標との整合性に係る評価

(1)環境保全の基準又は目標

沖縄県環境基本計画の中の「事業別環境配慮指針」として「飛行場の設置又は変更の事業」において、「その他、当該事業の実施に当たり、周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する」と記載されており、これを環境保全の基準又は目標とする。

(2)環境保全の基準又は目標との整合性

事業の計画検討に当たり講じた、赤土等流出防止対策の実施、重要な種の移動などの環境保全措置を講ずることにより、重要な種の生息・生育状況に及ぼす影響は、最小限にとどめるよう十分配慮されていると考えられることから、環境保全の基準又は目標との整合は図られているものと評価した。